

平成 20 年 9 月 24 日

西東京市公民館  
館長 相原 昇 殿

西東京市公民館運営審議会  
会長 武田 雅子

## 公民館における「子育て支援」の役割に対する答申

平成 20 年 1 月 23 日付で、公民館長より諮問のあった標記の件について、当審議会では、平成 15 年 2 月に出された公民館運営審議会意見具申の内容確認から入り、西東京市子育て支援施策『子育て・子育てワイワイプラン』策定関係者からの意見聴取と関連資料の検討、公民館保育室利用者からの意見聴取と関連資料の検討などを通し、慎重に議論を重ねてきた。そこで交わされた意見と気づきを取りまとめ、以下に提言と付帯意見を添えて答申する。

はじめに

今回の諮問に対して半年に及ぶ審議の結果、われわれは公民館における「子育て支援」が、近年、国や全市的に推進している子育て期の親子への直接的で個別課題対応型の子育て支援とは異にする、独自の意義と役割を持っているという認識に至った。

まずは本答申内容をできるだけ簡潔につかんでいただくためにも、結論を先取りする形でその要約を以下に述べることにしたい。

#### 公民館の役割と方向性

公民館は、地域ぐるみの子育て支援環境を育む拠点として、同世代同士や他世代がつながり、学びあい、育ちあえる地域づくりを目指すべきである。

その意味で、公民館では子育て支援対象を子育て期の親子に限定するのではなく、多様な世代と属性を持つ市民が子育て支援環境づくりに関わられるような視点をもって、その機会づくりを行う必要がある。

また、あらゆる事業において、子育て期の親子を一方向的に支援される側に固定化せぬよう、地域づくりの一員として、共に学び成長し支えあう存在として、複眼的にとらえる視点を持つことが大切である。

#### 具体的提言

地域ぐるみの子育て支援環境づくりにむけて、公費保育つき講座・事業においても、子育て期の市民と共に、世代を越えた多様な市民が参加できるよう企画段階から工夫をすることが必要である。

子育て期の親子と他世代との交流促進の工夫として、親子対象講座・事業と地域サークル・講座・事業との協同化などを積極的に進める必要がある。

公費保育制度が子育て期の市民により一層活用され、この制度の趣旨と目的が広く市民に浸透するよう、名称を「学習支援保育」と変更することを提案する。

以上のような結論に至った経緯と根拠を説明するため、今回の諮問理由にある、近年の全市的な子育て支援体制の整備拡充と公民館における子育て支援事業との関係性とその変化をたどる必要がある。なぜならば、両者の関係性の変化と公民館全体が果たしてきた役割の見直しによって、公民館における「子育て支援」の独自の意義と役割が浮き彫りになるからである。

### 1. これまでの公民館における子育て支援事業の役割

#### (1)平成 15 年の意見具申による公民館の子育て支援事業の拡大

公民館における子育て支援事業と全市的な取り組みとの関係性の変化が最初にあらわれたのは、平成 15 年 2 月に当時の公民館運営審議会でなされた意見具申であった。これは、主に保育室を活用した子育て支援についての具申であった。

この時点までは、全市的な子育て支援体制は十分とはいえず、公民館が子育て支援の一端を担うべく、その役割が期待されていた。そのため、平成 17 年度から「保育室オー

プンデー」「保育室プレ体験」や短期の子育て講座「ぴよぴよこっこ」等、公民館保育室を活用した親子対象事業をスタートさせている。この頃の公民館事業と全市的な子育て支援体制との関係を図で示すと、図1のようになる。

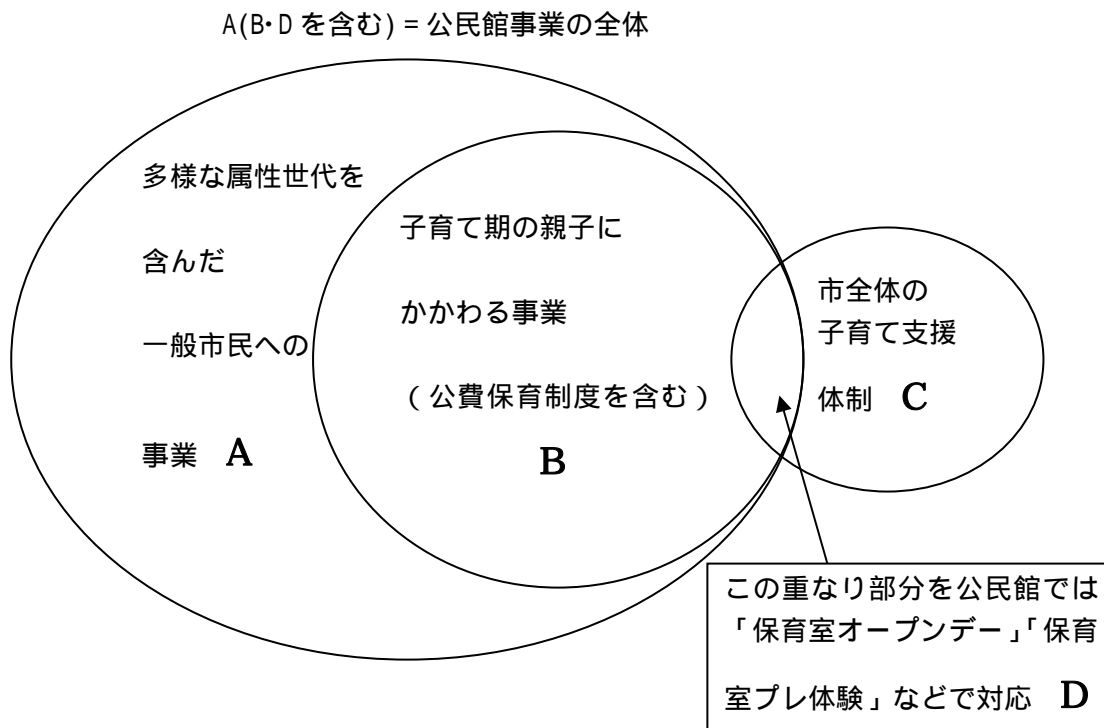


図1 公民館保育室利用の拡大期の公民館と全市的子育て支援体制との関係

公民館においては、図のAで示されるような「多様な属性と世代を含みこんだ一般市民を対象とする事業」が広く展開されてきた。そのなかでとくに「子育て期の親子にかかわる事業」の範囲を示したのがBである。

ここで注意を促したいのが、Bで示した子育て期の親子を対象とした事業が、必ずしも直接的な子育て支援を目的としたものではないということである。Bの事業の中には、Aで示した一般市民向け講座や事業も含まれており、子育て期の市民であっても、これらの講座や事業を受けられるように、公費保育で学習支援がなされてきたからである。

このような公民館事業の構成に対して、全市的な子育て支援事業の範囲をCで示してある。これは保育園を中心とした公共施設で展開する事業の範囲を指しており、その一部が公民館事業と重なっていることを示している。その重なり部分がDである。Dの領域は、平成15年の意見具申を受け、それまで不十分であった全市的な子育て支援事業の一端を担うこととなったために生じたものである。ここに「保育室オープンデー」「保育室プレ体験」「ぴよぴよこっこ」事業などがあてはまる。

このように見ると、平成17年度に保育室オープンデーがスタートした時点までは、公民館全体の事業Aに対して、全市的な子育て支援体制Cは十分に整備されておらず、そのため公民館はその一端Dを担ってきたことがわかる。

## (2) 全市的な子育て支援体制の整備拡充と公民館の子育て支援事業の役割の変化

ところが、平成18年度の行政評価(事務事業評価)において、公民館保育事業は「子育て世代に公民館が学習の機会を提供することは重要なことである」と一定の評価がなさ

れたものの、保育室オープナーを含む子育て支援事業に関しては「市内の類似事業と整理統合の上、公民館事業のあり方を検討する必要がある」と指摘がなされる。

その間、全市的な子育て支援体制の整備は進み、平成 16 年度には『西東京市子育て・子育てワイワイプラン』が策定され、基幹型保育園施設の拡充、子ども家庭支援センターの開設なども進められ、子育て支援関連施設同士のネットワーク化が進められてきた。(p.8「ワイワイプラン ネットワーク構想図」参照)

こうして全市的な子育て支援体制は拡充し、公民館事業での子育て支援の役割や位置付けが見直される状況が生まれることとなった。この新たな状況における公民館事業と全市的な子育て支援体制との関係を示したのが図 2 である。

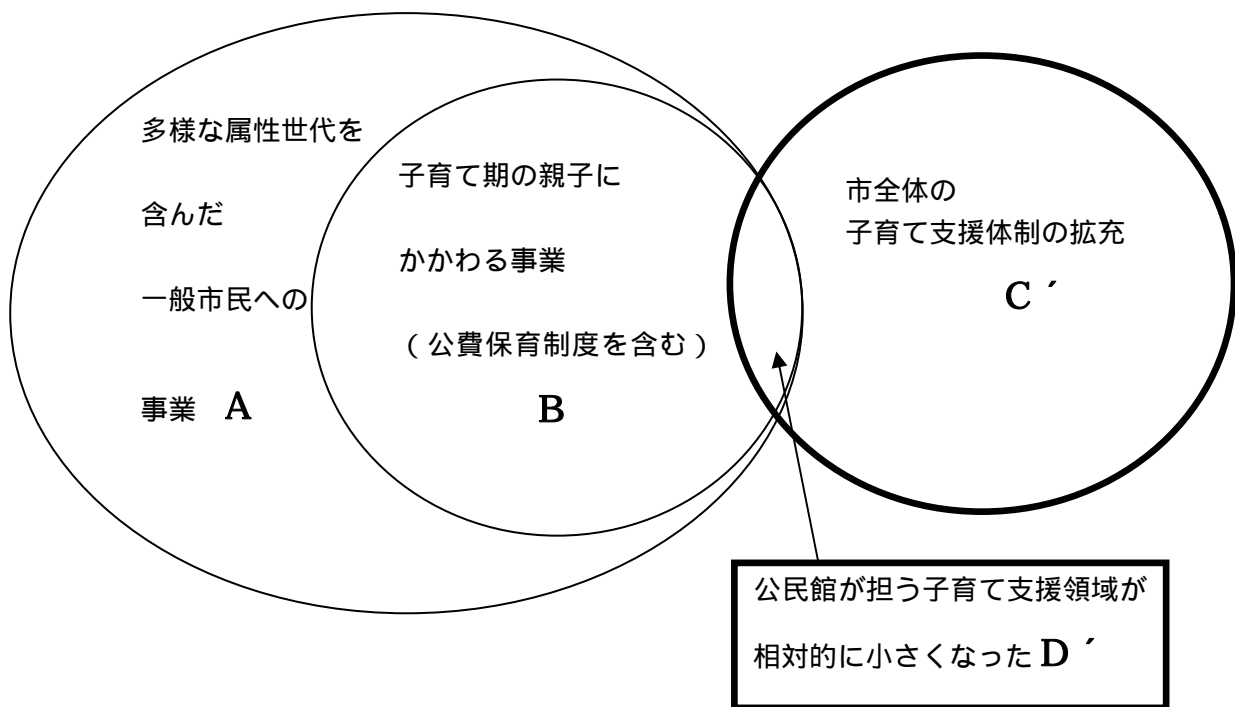


図 2 ワイワイプラン策定後の公民館事業と全市的な子育て支援体制との関係

この図において、全市的な子育て支援体制の整備と拡充を示したのが C' である。図 1 の C と比較して、その整備と拡充によって、事業範囲が大きくなっていることがわかる。このことは同時に、全市的な子育て支援の一端を担ってきた保育室オープナーなどの公民館の子育て支援事業(図 1 の D)が当初の役割を果たし、相対的に小さくなったことも意味している。これを示しているのが図 2 の D' の部分である。

以上のように、子育て支援事業・体制をめぐる平成 15 年の意見具申当時からの変化をたどることで、公民館における「子育て支援」が、新たな方向性と役割を見据えて行くべき状況にあることに気づかされる。しかしこのことで、改めて「公民館における子育て支援の意味は何か」を問い直し、そこから公民館独自の「子育て支援」の意義と役割を掘り起こすきっかけを得ることとなった。いいかえれば、それは子育て支援という視点から公民館を再発見することにもなるだろう。

そこで、今後の公民館における「子育て支援」の役割と方向性を見定めるため、子育て支援の視点から見た公民館独自の意義と役割について述べたい。

## 2. 子育て支援から見た公民館の再発見

### (1) 公費保育制度の目的と意義の再認識

図1と図2のBで示されているように、1971年より旧保谷市の公民館において、また1975年より旧田無市の公民館において、公費保育制度が整備されてきた。これは市民が子育て期にあっても、多様な学習機会が保障されるように、公民館講座や市民グループの活動支援として公費で保育をつける形で実施されてきたものである。

同時にこの制度では、乳幼児の有意義な成長の場となるよう、保育室運営会議を設置し、保護者、保育員、公民館職員による話し合い学習がもたれてきた。これは子育て期の市民や保育される乳幼児にとっても、公民館を拠点とし、活用していく中で、共に学びあい育ちあえる関係をつくり、子育ての悩みや生活課題を気軽に相談しあえる仲間づくりといった、地域ぐるみの子育て支援コミュニティの形成にも寄与してきた。

このように公費保育制度があることによって、赤ちゃんを連れてくる親、2・3歳の子ども連れ親、小学生の子を持つ親、子育てから離れた親などが同じ場・講座に参加し、その中で参加者同士がコミュニケーションしながら、お互いに支えあう関係が生まれ、そこから子育てサークルが育っていったりもしてきた。

こうした公民館講座で出会った市民（親）同士のつながりは、子どもに手がかからなくなっても続いていく。そこからさらに地域活動の継続や仲間関係の継続がでてくることもある。一方、保育園や幼稚園という場だけでは、このような出会いやつながりは子育てのステージの変化で終わってしまい、活動の広がりや継続性に欠けてしまいがちである。

また、公費保育制度は子育て期の市民の多世代交流と地域交流の支援にもなっており、子育て期の親が市民として成長する学びの支援であり、あえて子育てから離れ、わが子とのかかわりを含めた日常生活や自らの生き方や在り方を問い直す機会ともなっている。いいかえれば、親自身が孤立した子育て環境から脱却し、多様な社会関係と多様な他者との信頼関係を蓄積していく場を保障してきたのが公民館であり、公費保育制度であった。

### (2) 子育て支援から見た公民館の再発見

このように、公民館は多様な市民が集い、学びあい支えあい、地域ぐるみの子育て支援環境を生み出し、子育て期の市民であっても、「親」という一つの役割に閉じ込められることなく、人として自己成長できる場を提供してきたことがわかる。

かつて、このような関係性は地域のそこかしこに存在していたものである。しかしここに及んで、われわれの「生」が他世代・同世代との相互交流と相互支援的关系があつてこそ成立してきた事実と、その重要性に改めて気づかされることとなった。

それは他方で、われわれの暮らしが細部にわたって専門分化、機能分化し、あらゆる生活課題が個別的に捉えられ、他者との関わりやつながりが分断し、すべてが自己責任に帰されていく状況に置かれていることでもあり、公民館と公費保育制度はそこに歯止めをかける役割を担ってきたということでもある。積極的にいうならば、多様な他者とのつながりと生の全体性を回復し、市民同士の協同性の回復と創造、地域ぐるみの子育て親育ちを支援し、子どもが育つことの責任を地域全体で分かち合い、相互支援的关系を育んできたのが公民館である。このことこそが公民館独自の子育て支援の意義と役割であろう。

以上のように子育て支援の視点からの公民館の再発見に至るとき、今後は全市的な子

育て支援体制の一端を担う形で単発的・短期的に実施してきた保育室利用と子育て講座の拡大ではなく、むしろ公費保育制度の意義を改めて評価し、地域ぐるみの子育て支援環境づくりを重視すべきであるという結論に至るのである。

### 3. 今後の公民館における「子育て支援」の役割にむけた提言

以上のような検討を経て、地域ぐるみの子育て支援環境の醸成に向けた公民館独自の子育て支援の展開に向けて、当審議会は以下のことを提言する。なお、それぞれの提言をイメージとしてつかむためにも、図3の提言図を添えて説明したい。

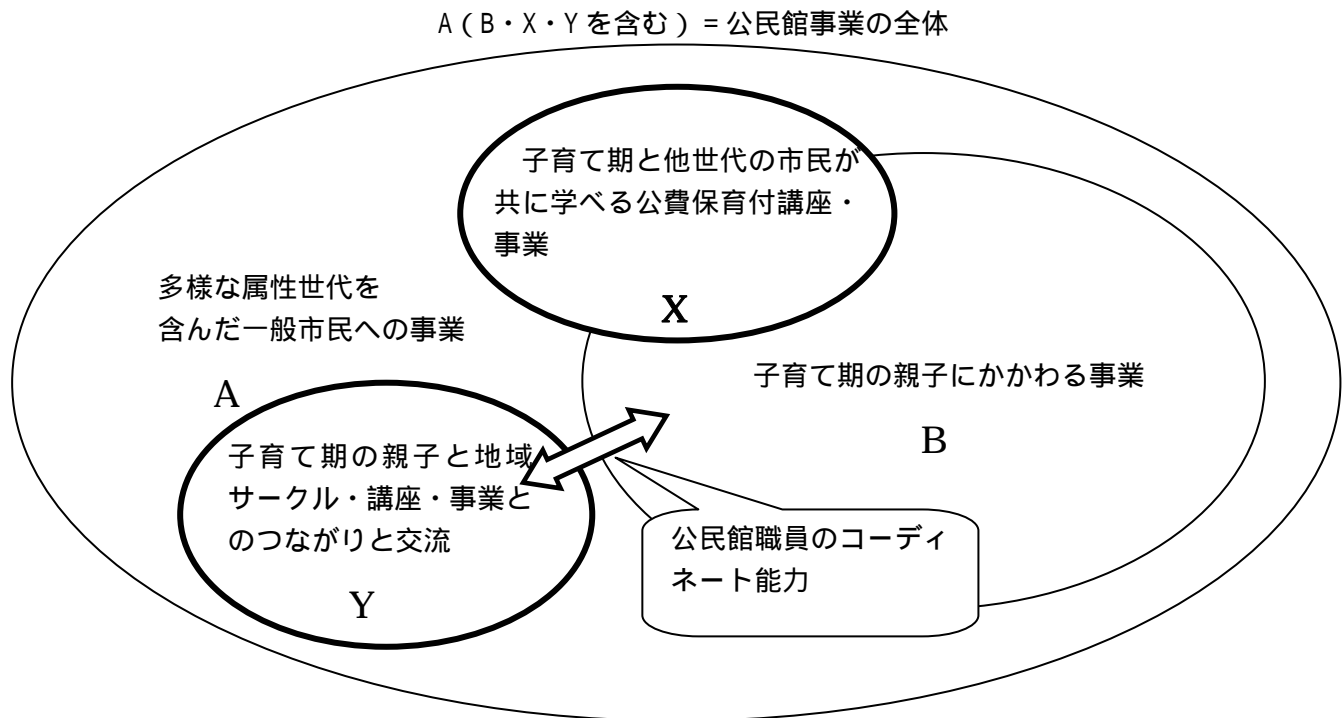


図3 今後の公民館における「子育て支援」の役割についての提言図

#### (1) 公費保育つき講座・事業で子育て期と他世代の市民がともに学べる工夫を

「子育て」をテーマとする公費保育つきの公民館講座・事業においても、世代を越えた多様な市民が参加できるよう企画内容と方法の工夫が必要である。

これは、「孫育て」「地域親」「社会的兄姉」という言葉があるように、子育て子育てにかかわる人間は、親ばかりではなく、子育てから手が離れた地域の大人や子どもたちの年齢に近い近隣のお兄さん、お姉さんであったりする。このような存在を「子育てエージェント」と呼ぶことがあるが、これまでの子育て講座の参加対象が子育て期の親子、とくに母親に限定されがちであったため、子育てエージェント層との関わりが生まれにくい状況であった。今後はこのような層の市民が積極的に参加できるような子育て講座・事業を企画するよう求めたい。

同時に、他の公費保育つきの講座・事業においても、子育て期の市民が多様な学習関心と他者との交流に開かれるよう、多様な学習テーマと参加条件の設定など、参加を促進する工夫を求めたい。

子育て中の市民が支援を受ける側ということで固まらないのが公民館のよさであり、子育て支援だけを受ける場ではなく、多様な市民同士が支え合い学びあう関係をつくることこそ、そのよさでもある。今後は公費保育つきの講座・事業において、講座を受けたあともその次の子育て世代や、地域ぐるみの子育て参加・支援に還流していくという方向性を持たせることが必要だろう。

以上の提言を図で示すと、図3のXのように、一般市民対象事業と子育て期の親子対象事業をまたがるような事業の形になるだろう。

(2)子育て期の親子と地域サークル・講座・事業とのつながりと交流を生み出す工夫を

子育て期の親子と他世代との関係づくりの工夫として、親子対象講座・事業と他世代対象講座・事業との協同化 親子対象講座・事業と地域サークル・団体との協同化 保育つきサークルと地域サークルとの交流などを積極的に進め、そうした機会をコーディネートすることが必要である。

例えば、公民館主催の親子書道教室と篆刻入門講座をクロスオーバーさせ、篆刻入門講座の参加者に書道教室の子どもの作品の落款印を彫ってもらおう。あるいは、写真サークルの方に冒険遊び場づくりに参加する子どもたちの写真を撮ってもらい、公民館のロビーで展示会をしてもらおうなど、一般市民と親子との交流の場を作ることが考えられよう。

そのためには、公民館職員がコーディネーターとしての役割をより一層発揮し、そうした力量をつけていくことも重要である。これらをイメージとして示したのが、図3のYにあたるところである。

(3)公費保育制度の理解と利用促進に向けた「学習支援保育」への名称変更を

公費保育制度が子育て期の市民により一層活用され、制度の趣旨と目的が市民全体に浸透するよう、名称を「学習支援保育」と変更することを提案する。

子育て期の市民に対して、多様な学習機会を保障することを目的として、また、多様な市民との出会いと学びあいの機会を生み出してきた公費保育制度が有効に機能するためには、この制度の趣旨と目的が正確かつ広く市民に理解される必要がある。

従来の「公費保育」という名称では、保育園や託児所などで行われてきた保育と混同されやすく、一般市民からその目的が誤解されがちであった。そのため、公費保育制度の趣旨と目的を端的に表現し、正確な理解を促す名称として「学習支援保育」へ変更することを提案する。

## 本答申にかかわる付帯意見

当審議会は、今回の答申内容にもとづき、今後、公民館を基点とした地域ぐるみの子育て支援環境づくりの実現可能性を高め、実効性あるものとするために、以下の項目について最大限考慮されなければならないと考える。よって、これらを付帯意見として取りまとめ、提出する。

### 1．行政評価に関して

- (1) 地域ぐるみの子育て支援環境づくりに向け、同世代同士や他世代がつながり、支え合う関係を育むには、長期的な視野と展望にたった人育て・地域育ての側面が大きな比重を占める。そのため、公費保育事業および社会教育事業は、短期的で数的効果評価を主とする市の評価基準には適合しにくい面がある。よって、評価指標の設定等にあたっては、総合的・長期的・質的な視点から行う必要があると考える。
- (2) その一方で、社会教育職員には、以上の長期的な視野と展望を自覚しながら個別具体的な事業を組み立て、現状の行政評価基準にも耐えうる企画立案の力量形成と独自の事業評価方法の開発を求めたい。

### 2．社会教育職員の勤務環境の改善に関して

- (1) 地域ぐるみの子育て支援環境づくりに向け、多様な市民同士がつながり、支えあい、学び合う関係を育むには、職員と市民との直接的な対話の積み重ねと十分な時間的保障が求められる。その意味で社会教育職員、とくに公民館職員については、その役割を十分に発揮できるよう、短い在職期間を改善し、長く勤められるよう求めたい。
- (2) また、このような対人支援・援助に関わる施設においてこそ、多様な市民との直接的なかかわりが求められるため、十分な職員数が確保されるよう最大限の配慮を求めたい。
- (3) 以上のように、今後はより一層、職員と市民との顔の見える関係づくりが重要な要素となる。そのため、社会教育職員、とくに公民館職員については、市民との対話に支えられて蓄積された信頼関係やネットワークを継承し、それらを生かせる資質をもった人材が配置されるよう配慮を求めたい。
- (4) 加えて、職員の異動に際しては、前任者が蓄積してきた市民との関係が生かされるよう、引継ぎ面においても最大限の配慮を求めたい。

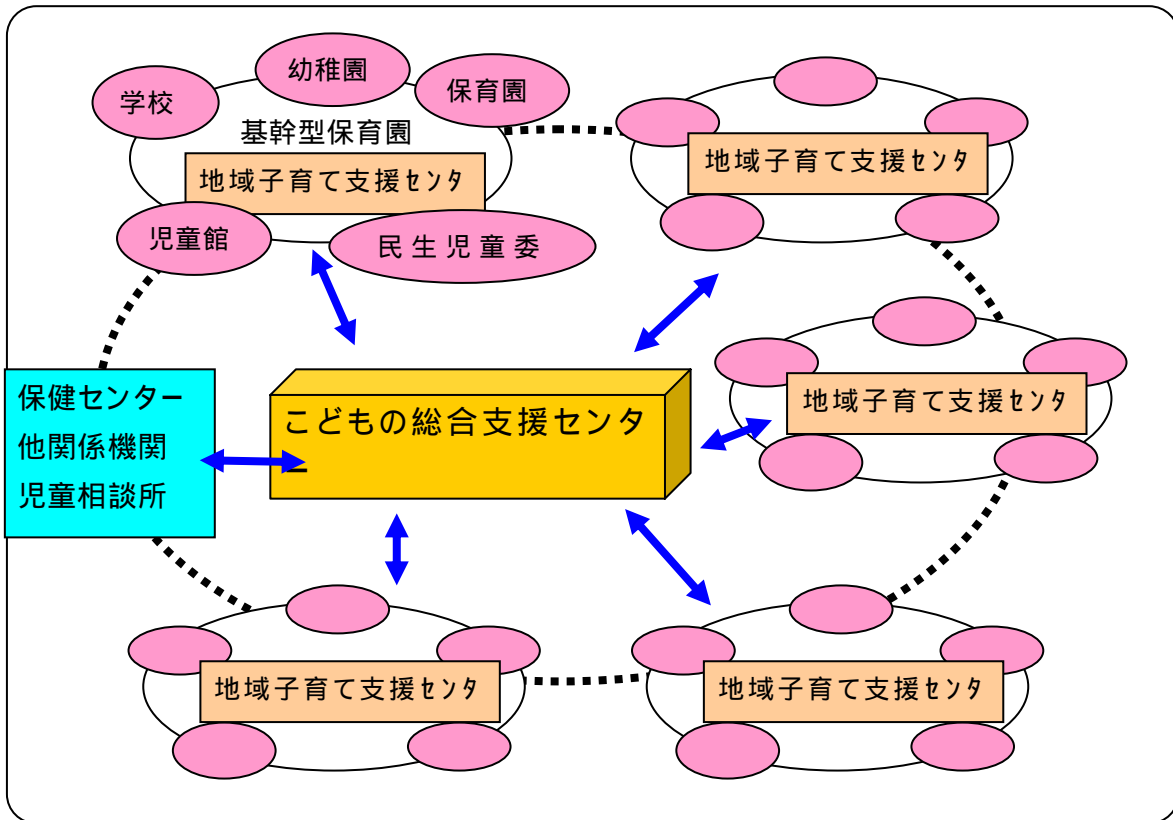
### 3．社会教育職員の力量形成に関して

以上のような市民との直接的な対話環境を生かすために、社会教育職員は自らの専門性を身につけ、さらなる自己研鑽、力量形成に努める必要がある。

以上、子育て支援環境づくりの実現可能性と実効性を高めるために、職員の勤務環境の維持改善と力量形成機会の保障を求めたい。



【資料】



ワイワイプラン ネットワーク構想図

「西東京市子育て・子育てワイワイプラン  
平成 19 年度見直し版・49 頁」から引用

## 起草委員会審議経過

| 回  | 開催日               | 主な審議内容   |
|----|-------------------|--|
| 1  | 2008年<br>3月10日(月) | ・座長、記録係の選任<br>・諮問の趣旨の共通理解について<br>・答申の方向性に関して自由に意見交換<br>・今後の予定について  |
| 2  | 4月3日(木)           | ・公民館での親子対象事業、公費保育制度の現状について<br>・ワイワイプランについて<br>・子育て支援と公民館の意義・役割について |
| 3  | 4月17日(木)          | ・公費保育制度の理解について<br>・保育室の運営方法について<br>・過去の意見具申に関するその後の経過について          |
| 4  | 5月8日(木)           | ・子育て支援の意味について社会教育の観点からの捉え直し<br>・公民館職員の役割の重要性について                   |
| 5  | 5月22日(木)          | ・ワイワイプランの策定に関わった職員からのヒアリング   |
| 6  | 6月5日(木)           | ・今までの審議のまとめ<br>・答申に何を盛り込んでいくかについて                                  |
| 7  | 6月19日(木)          | ・答申骨子案を元に、答申の内容について  |
| 8  | 7月3日(木)           | ・より分かりやすい答申とするための図式化等の工夫   |
| 9  | 7月17日(木)          | ・骨子案の内容について  |
| 10 | 7月31日(木)          | ・骨子案の整理<br>・答申文の作成について   |
| 11 | 8月14日(木)          | ・答申文案を元に内容の審議  |
| 12 | 9月4日(木)           | ・答申文案の校正   |

## 委員名簿〔第4期委員〕

|     |              |                 |
|-----|--------------|-----------------|
| 会長  | 武田雅子         | * 社教関係          |
| 副会長 | 森忠 (起草委員)    | "               |
| 委員  | 細井邦夫         | * 学校教育          |
| "   | 朝倉隆壽         | " (2008.3.31まで) |
| "   | 西嶋剛昭         | " (2008.4.1から)  |
| "   | 土田伸行         | * 社教関係 (公募)     |
| "   | 藤田律 (起草委員)   | " (公募)          |
| "   | 江原ひろみ (起草委員) | "               |
| "   | 古賀節子         | "               |
| "   | 野間春二 (起草委員)  | "               |
| "   | 伊波真貴子        | "               |
| "   | 石橋いづみ        | * 家庭教育          |
| "   | 加藤真理 (起草委員)  | "               |
| "   | 上田幸夫         | * 学識経験          |
| "   | 萩原建次郎 (起草委員) | "               |

委員任期 平成19年5月1日～平成21年4月30日